

徳島県規則第二十二号

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第十号」を「第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による徳島県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第八条第一項第二号及び第二項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第十七条の十三を第十七条の十四とし、第十七条の九から第十七条の十二までを一条ずつ繰り下げ、第十七条の八の次に次の一条を加える。

（条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者）

第十七条の九 条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十九条の三第一項中「第十七条の十三第二項」を「第十七条の十四第二項」に改める。

第十九条の五第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十九条の六第三項に次の一号を加える。

三 国、県及び市町村以外の者が、条例第三十六条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第四条第三項並びに第八条第一項第二号及び第二項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。